

福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、行方不明等のおそれのある認知症高齢者及び若年性認知症者（以下「認知症高齢者等」という。）の行方不明等事故発生時、警察や地域の支援を得ながら、早期発見及び身元確認等をするために利用者の情報事前登録と身元確認 QR コード活用を行う「認知症高齢者等お帰り見守り事業」（以下「見守り事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は福島市とし、適切に事業を行うことができると認められる事業者には事業の一部を委託することにより実施するものとする。

2 委託業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）QRコードの作成及び利用者への送付
- （2）24時間365日体制での認知症高齢者等に関する連絡通報体制の整備
- （3）利用者の緊急連絡先及び警察その他の関係機関への連絡

（対象者）

第3条 見守り事業利用者は、在宅、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に居住する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）市内に居住している65歳以上の高齢者で、認知症等により行方不明等になるおそれのある者
- （2）市内に居住している若年性認知症と診断されている者で行方不明等になるおそれのある者
- （3）その他、市長が特に必要と認める者

（申請者）

第4条 見守り事業の支援者（代表者）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）第3条利用者の家族・親族
- （2）第3条利用者の後見人等
- （3）その他、市長が必要と認める者

（申請及び登録）

第5条 見守り事業の申請は「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業申請書・同意書」（様式第1号）（以下「申請書・同意書」）及び「福島市認知症高齢者等登録情報書」（様式第2号）（以下「情報書」）に必要事項を記入し、写真2枚（直近3か月以内のもので全身写真1枚、顔写真1枚）を貼付のうえ、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書・同意書及び情報書を受理したときは記載内容を確認し、「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業登録決定通知書」（様式第3号）（以下「登録決定通知書」）を支援者（代表者）に送付するものとする。また、非該当であった場合には、

支援者（代表者）へ受付却下通知書（様式第9号）を送付するものとする。

- 3 市長は、前項の情報書に記載された支援者に対し、「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業登録決定通知書（支援者用）」（様式第4号）を送付するものとする。

（情報書内容の変更等）

- 第6条 見守り事業の支援者（代表者）は、第5条第1項の情報書内容に変更が生じた場合または、見守り事業の廃止をする場合には、速やかに「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業情報変更・廃止届」（様式第5号）を市長に届出しなければならない。

（登録情報の提供）

- 第7条 市長は、第5条第1項の情報書を担当圏域の福島市地域包括支援センターへ提供できるものとする。
 - 2 市長は、「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業 情報提供通知書」（様式第6号）、第5条第1項の情報書を福島県福島警察署及び福島北警察署へ提供できるものとする。
 - 3 市長は、第5条第1項の情報書を身元確認QRコードシステム委託業者に提供できるものとし、「身元確認QRコード作成通知書」（様式第7号）を送付する。
 - 4 市長は、第6条の情報変更・廃止届を受理したときは記載内容を確認し、「福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業情報変更・廃止通知書」（様式第8号）を身元確認QRコードシステム委託業者、福島県福島警察署、福島北警察署及び担当圏域の福島市地域包括支援センターに送付する。

（登録情報の活用）

- 第8条 支援者から検索依頼があった場合には、福島市長寿福祉課、福島県福島警察署、福島北警察署及び担当福島市地域包括支援センターは、検索のため第5条第1項の情報書を活用することができるものとする。
 - 2 前項の情報書の活用とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）福島警察署、福島北警察署以外の警察機関に検索協力依頼をする場合
 - （2）消防署、消防団等の関係機関に検索協力依頼をする場合
 - （3）担当圏域外地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所に検索協力依頼をする場合
 - （4）福島市地域見守りネットワーク協力事業所に検索協力依頼をする場合
 - （5）発見時、利用者に受診の必要があると判断し消防署への通報及び医療機関に連絡をする場合
 - （6）その他、市長が必要と認める場合

（費用）

- 第9条 見守り事業利用の費用は無料とする。ただし、身元確認QRコードを紛失・破損・補充等のために必要となる場合には、その費用は支援者（代表者）の負担となる。

(個人情報の取り扱い)

第10条 個人情報は、福島市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、市長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年2月24日から施行する。

この要綱は、令和 6年12月1日から施行する。